

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会

清 華 苑 ホ ー ム ヘ ル プ ス テ ー シ ョ ン

運 営 規 程

目 次

		頁
第 1 条	事 業 の 目 的	1
第 2 条	運 営 の 方 針	1
第 3 条	事 業 所 の 名 称 等	1
第 4 条	職 員 の 種 類 、 員 数 、 お よ び 職 務 内 容	1
第 5 条	営 業 日 お よ び 営 業 時 間	2
第 6 条	訪 問 介 護 の 内 容 お よ び 利 用 料 等	2
第 7 条	緊 急 時 等 に お け る 対 応 方 法	3
第 8 条	通 常 の 実 施 地 域	4
第 9 条	虐 待 防 止 に 関 す る 事 項	4
第 10 条	そ の 他 の 運 営 に 関 す る 留 意 事 項	5
附 則		5

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会

清 華 苑 ホ ー ム ヘ ル プ ス テ ー シ ョ ン

運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 三幸福社会が設置運営する指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問型サービス事業（指定事業者が明石市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（以下「明石市規則」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスを提供する事業をいう。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態若しくは要支援相当の状態にある利用者に対し、その意思及び人格を尊重し、当該利用者の立場に立った適切な訪問介護又は介護予防訪問型サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者または要支援状態若しくは要支援相当の状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 清華苑ホームヘルプステーション
- (2) 所在地 明石市大久保町駅前2丁目12番地の6

(職員の職種、員数、および職務内容)

第 4 条 第 3 条 1 項の事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 : 1 名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業員および業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 : 1 名 以上

・当該責任者は介護福祉士、1 級課程修了者、または 2 級課程修了後 3 年以上の実務経験を経た

常勤の訪問介護員より選任する。

- ・当該責任者は、訪問介護員に対する具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。また、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
- ・当該責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係わる調整、訪問介護計画の作成・変更等を行う。また、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携をとる。

(3) 訪問介護員 介護職員初任者研修課程以上修了者 : 指定基準で定められた人員以上
訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当る。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。但し12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 電話等による連絡 : 電話連絡は時間帯において受付けるものとする。
- (4) 営業時間外の受付 : 夜間及び営業時間帯以外の受付は、事業所代表電話の留守番電話に用件を吹き込んでいただき、後刻事業所より電話連絡させていただくものとする。

(訪問介護の内容および利用料等)

第6条 訪問介護等の内容は次の通りとする。又訪問介護等を提供したときの利用料の額は、訪問介護にあつては厚生労働大臣が定める額、介護予防訪問型サービスにあつては明石市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則で定める額とし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

サービスを受けることができる内容は次のとおりとする。

- (1) 身体の介護に関すること。
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ 通院等の介助その他必要な身体の介助
- (2) 生活の援助に関すること
 - ① 調理

- ② 衣類の洗濯
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買物
- ⑤ 関係機関等との連絡
- ⑥ その他必要な家事

(3) 相談、助言等に関すること

- ① 各種援護制度に関すること
- ② 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ③ その他必要な相談、助言

2 交通費

(1) 交通費については、事業所所在の地域を超える場合については、下記の交通費を受け取るものとする。

片道 5 km 未満	500 円	(実費の範囲内で)
片道 5 km～10 km 未満	1,000 円	(実費の範囲内で)
片道 10 km以上 5 km毎に	500 円	加算

(2) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明して同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

- ① 明石市
- ② 神戸市西区
- ③ 加古郡播磨町
- ④ 加古郡稲美町

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと

する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第10条** 訪問介護事業の社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究研修の機会を設け、又は業務体制を整備する。
- 2 本事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 本事業の従事者であった職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に明記する。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 三幸福社会と理事長との協議に基づき定めるものとする。
 - 5 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

付 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成15年9月1日から第4条1項(2)(3)、第5条(2)、第6条2項(2)、第8条を変更して施行する。
3. この規程は、平成16年10月15日から第3条2項、第4条2項を追加し、かつ第1条、第4条1項(1)(2)、第5条(2)、第6条(2)、第8条②を変更し、かつ第4条1項(4)を削除して実施する。
4. この規程は、平成17年2月10日から第3条2項(2)を変更して実施する。
5. この規定は、平成18年4月1日から第1条、第4条1項(2)、第4条2項(1)を変更し、かつ第9条5項を追加して実施する。
6. この規定は、平成21年1月1日から第1条、第3条2項、第4条(1)、第4条2、第8条を変更して実施する。
7. この規定は、平成23年5月21日から第3条(2)を変更して実施する。
8. この規定は、平成28年4月1日から全面改訂して施行する。
9. この規定は、平成30年4月1日から第1条を変更して施行する。
10. この規定は、令和5年1月1日から第4条を変更し、第9条を追加して施行する。